

職員の退職手当に関する条例の改正の概要

総務部人事室企画厚生課

改正の理由	施行予定期日
<p>地方独立行政法人職員の専門性を高め、法人運営の一層の自立化を促進するため、当分の間、府職員が一般地方独立行政法人の職員となるために退職した場合には、退職手当を支給しないこととし、府職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算できるようにする必要があるため。</p>	平成22年4月1日から施行する。
	適用区分
改正の要点	
<p>府が設立した一般地方独立行政法人の職員となった場合の特例</p> <p>当分の間、職員が任命権者が別に定める事由により、引き続いて府が設立した一般地方独立行政法人の職員となるために退職した場合、退職手当を支給しないこととし、当該法人の職員としての在職期間に通算することとする。</p>	条例措置を必要とする理由
	<p>地方公務員法第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条の規定により、職員及び府費負担教職員の給与その他の勤務条件は条例で定めることとされているため。</p>
	政策アセスメント
	私学・大学課と調整済み
	制度間調整の内容
	その他審査の参考となる資料

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 改正理由

大阪府立大学については、平成17年度に一般地方独立行政法人（いわゆる非公務員型）として「公立大学法人大阪府立大学」に移行し、その際、同大学に勤務する教員、看護師等については、当該法人職員として承継（＝府を退職）される一方、事務職員等については、引き続き府職員としての身分を有しつつ、公益的法人等派遣法に基づく派遣職員として当該法人で勤務することとされたところである。

しかしながら、地方独立行政法人としての自立性・自主性を高めるための改革の一つとして、事務職員等の専門性を高め、事務組織を強化していく必要があることから、現在、府からの派遣で対応している事務組織の職員を、今後、法人職員で対応していくこととするものとされたところである。（大阪府立大学改革指針（案））

この方針に基づき、当該法人職員を新たに採用するにあたって、大学での勤務経験のある府職員を対象とした選考を別途実施し、府職員からの採用も行うこととしているが、府職員が当該選考を経て当該法人職員となるために退職した場合に、現在退職手当を通算する規定がない（＝府退職時に退職手当を支給しなければならない）ことから、退職手当が通算できるよう、本条例を改正するものである。

2 改正の内容

当分の間、職員が任命権者が別に定める事由により、引き続き府が設立した一般地方独立行政法人の職員となるために退職した場合、退職手当を支給しないこととし、当該法人の職員としての在職期間に通算することとする。

- ・ この措置があくまでも特例的なものであることを明らかにするため、「当分の間」とする。
- ・ 別に定める事由とは、公立大学法人大阪府立大学が行う、経験を有する職員を対象とした選考を経て、引き続き大学の職員となるための退職とし、別途伺い定めを行う。
- ・ 当該選考は平成22年度中に実施され、平成23年3月31日付けで府を退職し、同年4月1日付けで法人職員として採用する予定である。

3 施行期日

平成22年4月1日

○職員の手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（府が設立した一般地方独立行政法人の職員となつた者の特例）</p> <p>55 当分の間、職員が任命権者が定める事由により、引き続き一般地方独立行政法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が任命権者が定める事由により、退職手当を支給されないで、引き続き当該一般地方独立行政法人の職員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の職員としての勤続期間に通算することと定めている法人で府が設立したものに限る。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き当該一般地方独立行政法人の職員となつた場合（第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合を除く。）においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p>	<p>（新設）</p>

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の改正の概要

総務部人事室企画厚生課、水道部経営企画課

改正の理由	施行予定期日
<p>勤務時間について、国及び他府県並びに民間における状況を踏まえて、見直しを行う。また、生理日に係る特別休暇について、国及び他府県の取扱いを踏まえて、見直しを行う。</p>	<p>規則で定める日 (1(2)生理日に係る特別休暇については、平成22年4月1日)</p>
改正の要点	適用区分
<p>1 【第1条】職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正 (1) 勤務時間に関し、次の事項を定める。 ア 1週間の勤務時間を38時間45分に改正する。(第2条関係) イ 1日の勤務時間を7時間45分に改正する。(第3条関係) ウ 勤務日の勤務時間を週休日に割り振って勤務を命ずる場合の時間について、次のように改正する。(第4条関係) ・勤務日又は4時間 → 勤務日又は3時間45分若しくは4時間 エ 休憩時間について、勤務時間が6時間を超える場合は45分以上に改正する。(第5条関係) オ 年次休暇の付与単位について、半日を廃止する。(第13条関係) (2) 生理日に係る特別休暇の付与日数を1回につき2日以内に改正する。(第15条関係)</p> <p>2 【第2条】職員の給与に関する条例の一部改正 ・時間外勤務手当の支給に係る勤務時間を改正する。(第21条関係)</p> <p>3 【第3条】職員の育児休業等に関する条例の一部改正 ・特別の勤務形態の職員に係る勤務時間を改正する。(第12条関係)</p> <p>4 【第4条】職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 ・教員特殊業務手当の支給要件となる勤務時間等を改正する。(第20条関係)</p> <p>5 【第5条】職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正 ・高齢者部分休業の承認の時間の上限を改正する。(第2条関係)</p> <p>6 【第6条】企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 ・時間外勤務手当の支給に係る勤務時間を改正する。(第8条関係)</p>	<p>(別紙要綱のとおり)</p>
	<p>条例措置を要する理由</p>
	<p>地方公務員法第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条及び地方公営企業法第38条第4項(地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項において準用する場合を含む。)の規定により、職員の給与及び勤務時間等は条例で定めることとされているため。 また、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項第5号の規定により、育児短時間勤務の法定以外の勤務の形態に係る勤務時間について、条例で定めることとされているため。</p>
	<p>政策アセスメント(他部局、市町村等との調整)</p>
	<p>各任命権者及び人事委員会と勤務時間、特別休暇の変更等について調整済み</p>
	<p>制度間調整の内容</p>
	<p>人事委員会規則の改正</p>
<p>その他審査の参考となる事項</p>	
<p>_____</p>	

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（案）要綱

1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（第1条関係）

国及び他府県において、民間の状況を踏まえて勤務時間の見直しが行われており、本府においても同様に見直すため、所要の改正を行う。
また、生理日に係る特別休暇について、国及び他府県の取扱いを踏まえて見直すため、所要の改正を行う。

（1）勤務時間に関する事項

- ① 1週間当たりの勤務時間について、国家公務員の勤務時間の取扱いに準拠し、38時間45分とする。（第2条第1項）
また、再任用短時間勤務職員については15時間30分から31時間までの範囲内とし、任期付短時間勤務職員については31時間までの範囲内とする。（第2条第3項及び第4項）
- ② 1日の勤務時間について、国家公務員の勤務時間の取扱いに準拠し、月曜日から金曜日までの5日間において、1日つき7時間45分とする。
また、短時間勤務職員について、7時間45分を超えない範囲内とする。（第3条第2項）
- ③ 週休日の振替等について、人事委員会規則の定めるところにより、勤務日又は勤務日の勤務時間のうち3時間45分若しくは4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて、週休日に割り振ることができることとする。（第4条）
- ④ 休憩時間について、1日の勤務時間が6時間を超える（8時間以下）場合、45分以上（1時間以下の範囲内）の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないこととする。（第5条）
- ⑤ 年次休暇を与える単位について、国家公務員の年次休暇の取扱いに準拠し、半日を廃止する。（第13条第3項）

（2）特別休暇に関する事項

生理日に係る特別休暇について、1回について2日以内とする。併せて、文言整備を行う。（第15条第5号）

2 職員の給与に関する条例（第2条関係）

- ① 短時間勤務職員の時間外勤務手当の額について、国家公務員の給与の取扱いに準拠し、時間外勤務とその日の正規の勤務時間の合計が7時間45分に達するまでは、時間外勤務1時間につき100/100を乗じて得た額とする。（第21条第3項、同条第7項）
- ② 週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した時間に対する時間外勤務手当（勤務1時間につき25/100を乗じて得た額）の支給について、国家公務員の給与の取扱いに準拠し、短時間勤務職員については、その超えて勤務した時間とあらかじめ割り振られた1週間の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでは、支給しない。（第21条第4項）

3 職員の育児休業等に関する条例（第3条関係）

公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間について、地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）第10条第1項第1号から第4号までに定められている勤務の形態の考え方に準拠し、19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分とする。（第12条各号）

〔 参考：〔法第 1 号〕 3 時間 55 分×週 5 日＝週 19 時間 35 分 〔法第 2 号〕 4 時間 55 分×週 5 日＝週 24 時間 35 分
 〔法第 3 号〕 7 時間 45 分×週 3 日＝週 23 時間 15 分 〔法第 4 号〕 7 時間 45 分×週 2 日と 3 時間 55 分×週 1 日＝週 19 時間 25 分 〕

4 職員の特殊勤務手当に関する条例（第 4 条関係）

教員特殊業務手当の支給に係る業務において、週休日、国の行事の行われる日で知事が指定する日、休日・代休日（以下「指定日等」という。）又は指定日等以外の正規の勤務時間が 3 時間 45 分又は 4 時間である日（→ 3 時間 45 分又は 4 時間の勤務時間を割り振る日）を「4 時間勤務日等」とする。

（第 20 条第 1 項各号、同条第 2 項の表）

また、当該手当の支給に係る業務に従事した場合の区分を次のとおりとする。（→改正前の考え方に準拠）（第 20 条第 2 項の表）

- ① 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務（第 20 条第 1 項第 1 号関係）
週休日又は指定日等に従事した時間の区分を、7 時間 45 分以上及び 5 時間以上 7 時間 45 分未満とする。
- ② 修学旅行等及び対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの（第 20 条第 1 項第 2 号及び第 3 号関係）
従事した時間の区分を 7 時間 45 分以上とする。
- ③ 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務（第 20 条第 1 項第 5 号関係）
 - ア 週休日又は指定日等に従事した時間の区分を 7 時間 45 分以上とする。
 - イ 4 時間勤務日等に正規の勤務時間以外に従事した時間の区分を 7 時間 45 分以上とする。

5 職員の高齢者部分休業に関する条例（第 5 条関係）

高齢者部分休業の承認の範囲を、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内とする。（→改正前の考え方に準拠）
（第 2 条第 1 項）

6 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第 6 条関係）

週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた 1 週間の勤務時間を超えて勤務した時間に対する時間外勤務手当の支給について、一般職員の給与の取扱いに準拠し、短時間勤務職員については、その超えて勤務した時間とあらかじめ割り振られた 1 週間の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでは、支給しない。（第 8 条第 2 項）

7 施行期日（附則第 1 項関係）

この条例は、職員への周知等の準備期間を考慮し、規則で定める日から施行する。ただし、生理日に係る特別休暇に関する事項（1（2）関係）については、制度の円滑な事務処理を考慮し、公布日が属する月の翌月である平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

8 経過措置

（1）育児休業等に関する事項（附則第 2 項関係）

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に育児短時間勤務をするために承認を受けようとする職員は、施行日前においても、改正後の

職員の育児休業等に関する条例第12条に規定する勤務の形態により、当該承認を請求することができるものとする。

(2) 高齢者部分休業に関する事項（附則第3項関係）

施行日以後に高齢者部分休業をするために施行日前にされた申請については、施行日前においても、改正後の職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第1項の規定の例により承認することができるものとする。

9 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（附則第4項関係）

第1号任期付研究員に裁量による勤務をさせる場合における勤務時間の算定について、月曜から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を勤務したものとみなすものとする。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表 【第一条関係】

改 正 案 現 行

改 正 案	現 行
<p>(二週間の勤務時間)</p> <p>第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間の超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(二週間の勤務時間)</p> <p>第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり四十時間とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間の超えない期間につき一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第四条 任命権者は、職員に前条第一項又は第三項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同条第二項又は第三項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち三時間四十五分若しくは四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該三時間四十五分若しくは四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第五条 任命権者は、一日の勤務時間が、六時間を超える場合においては四十五分以上、八時間を超える場合においては一時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。ただし、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、任命権者は、別に休憩時間を定めることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 年次休暇は、一日を単位として与える。ただし、職員から要求があった場合は、一時間を単位として与えることができる。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第十五条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 女性である職員が生理のため勤務が著しく困難である場合</p> <p>一 回について二日以内で必要とする期間</p> <p>六 (略)</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第四条 任命権者は、職員に前条第一項又は第三項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同条第二項又は第三項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第五条 任命権者は、一日の勤務時間が、六時間を超える場合においては四十五分、八時間を超える場合においては一時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。ただし、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、任命権者は、別に休憩時間を定めることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 年次休暇は、一日を単位として与える。ただし、職員から要求があった場合は、半日又は一時間を単位として与えることができる。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第十五条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 女性である職員が生理のため勤務が著しく困難である場合又は生理に有害な業務に従事する場合</p> <p>一 回について三日以内で必要とする期間</p> <p>六 (略)</p>

職員の給与に関する条例 新旧対照表 【第二条関係】

改 正 案	現 行 (※平成二十二年四月一日以降)
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第二十一条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。</p> <p>2 時間外勤務手当の額は、前項に規定する勤務一時間につき第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額とする。</p> <p>一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。)</p> <p>二 前号に掲げる勤務以外の勤務</p> <p>3 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、勤務時間条例第四条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第三項の規定により割り振られた一週間の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。以下同じ。)に対して、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第二十一条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。</p> <p>2 時間外勤務手当の額は、前項に規定する勤務一時間につき第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額とする。</p> <p>一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。)</p> <p>二 前号に掲げる勤務以外の勤務</p> <p>3 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、勤務時間条例第四条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第三項の規定により割り振られた一週間の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。以下同じ。)に対して、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が四十時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>5・6 《略》</p> <p>7 第三項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第二項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。</p>	<p>5・6 《略》</p> <p>7 第三項に規定する八時間に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第二項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。</p>
<p>第5項から第7項までは、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年大阪府条例第 号）第一条の規定による職員の給与に関する条例の改正により追加（平成二十二年四月一日施行）されたもの</p>	

職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表 【第三条関係】

改正案	現行
<p>(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第十二条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。)(第三条第三項の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる勤務の形態(育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。))とする。</p> <p>一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。</p> <p>二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。</p>	<p>(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第十二条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。)(第三条第三項の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる勤務の形態(育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。))とする。</p> <p>一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。</p> <p>二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。</p>

職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表 【第四条関係】

改正案

現

行

(教員特殊業務手当)
第二十条 (略)

(教員特殊業務手当)
第二十条 (略)

一〜三 (略)

一〜三 (略)

四 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は補習若しくは講習(正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)における児童、生徒又は学生に対する指導の業務で、勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日(以下「週休日」という。)若しくは勤務時間条例第七条第二項に規定する知事が指定する日、勤務時間条例第九条第二項に規定する休日若しくは勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日(以下これを「指定日等」という。)又は指定日等に当たる日以外の正規の勤務時間が三時間四十五分若しくは四時間である日(以下「四時間勤務日等」という。)に行うもの

五 入学試験に係る受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、指定日等又は四時間勤務日等に行うもの

2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の表の上欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

四 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は補習若しくは講習(正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)における児童、生徒又は学生に対する指導の業務で、勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日(以下「週休日」という。)若しくは勤務時間条例第七条第二項に規定する知事が指定する日、勤務時間条例第九条第二項に規定する休日若しくは勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日(以下これを「指定日等」という。)又は指定日等に当たる日以外の正規の勤務時間が四時間である日(以下「四時間勤務日」という。)に行うもの

五 入学試験に係る受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、指定日等又は四時間勤務日等に行うもの

2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の表の上欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

業務	区分	手当の額
前項第一号に掲げる業務	一 週休日又は指定日等において、従事した時間が七時間四十五分以上であるとき。 二 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が七時間以上であるとき。 三 週休日、指定日等及び四時間勤務日等以外の日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が六時間以上であるとき。	(略)
	四 週休日又は指定日等において、従事した時間が五時間以上七時間四十五分未満であるとき。	(略)
	五 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が四	(略)

業務	区分	手当の額
前項第一号に掲げる業務	一 週休日又は指定日等において、従事した時間が八時間以上であるとき。 二 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が七時間以上であるとき。 三 週休日、指定日等及び四時間勤務日等以外の日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が六時間以上であるとき。	(略)
	四 週休日又は指定日等において、従事した時間が五時間以上八時間未満であるとき。	(略)
	五 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が四	(略)

改 正 案		現 行	
<p>前項第二号及び第三号に掲げる業務</p>	<p>前項第四号に掲げる業務</p>	<p>前項第五号に掲げる業務</p>	
<p>その日において、従事した時間が七時間四十五分以上であるとき。</p>	<p>一 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き六時間以上であるとき。</p> <p>二 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き四時間以上六時間未満であるとき。</p> <p>三 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き四時間以上であるとき。</p>	<p>一 週休日又は指定日等において、従事した時間が七時間四十五分以上であるとき。</p> <p>二 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が七時間四十五分以上であるとき。</p>	<p>時間以上七時間未満であるとき。</p> <p>六 週休日、指定日等及び四時間勤務日等以外の日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が三時間以上六時間未満であるとき。</p>
(略)	(略)	(略)	
<p>その日において、従事した時間が八時間以上であるとき。</p>	<p>一 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き六時間以上であるとき。</p> <p>二 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き四時間以上六時間未満であるとき。</p> <p>三 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き四時間以上であるとき。</p>	<p>一 週休日又は指定日等において、従事した時間が八時間以上であるとき。</p> <p>二 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が八時間以上であるとき。</p>	<p>時間以上七時間未満であるとき。</p> <p>六 週休日、指定日等及び四時間勤務日等以外の日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が三時間以上六時間未満であるとき。</p>
(略)	(略)	(略)	

職員の高齢者部分休業に関する条例 新旧対照表 【第五条関係】

改正案	現行
<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第二条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、任命権者が定める時間を単位として行うものとする。</p> <p>2 法第二十六条の三第一項の条例で定める期間は、五年とする。</p>	<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第二条 高齢者部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、任命権者が定める時間を単位として行うものとする。</p> <p>2 法第二十六条の三第一項の条例で定める期間は、五年とする。</p>

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表 【第六条関係】

改 正 案	現 行
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第八条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。ただし、管理者が定める日を除く。以下同じ。)の振替等によりあらかじめ割り振られた一週間の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して、時間外勤務手当を支給する。ただし、次に掲げる職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が<u>三十八時間四十五分</u>に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員</p> <p>二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第八条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。ただし、管理者が定める日を除く。以下同じ。)の振替等によりあらかじめ割り振られた一週間の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して、時間外勤務手当を支給する。ただし、次に掲げる職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が<u>四十時間</u>に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員</p> <p>二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員</p>

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 新旧対照表 【附則第四項関係】

改 正 案	現 行
<p>(第一号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第七条 任命権者は、第一号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則で定めるところにより、当該第一号任期付研究員を、勤務時間条例の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に関し具体的な指示をしないこととし、その職務に従事させることができる。</p> <p>この場合において、当該第一号任期付研究員は、人事委員会規則で定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合における第一号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの五日間(当該第一号任期付研究員が育児短時間勤務の承認を受けた職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。)である場合にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。)に従った週休日(勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。)(以外の日)において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第三条第二項の規定により一日につき七時間四十五分の勤務時間(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>(第一号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第七条 任命権者は、第一号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則で定めるところにより、当該第一号任期付研究員を、勤務時間条例の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に関し具体的な指示をしないこととし、その職務に従事させることができる。</p> <p>この場合において、当該第一号任期付研究員は、人事委員会規則で定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合における第一号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの五日間(当該第一号任期付研究員が育児短時間勤務の承認を受けた職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。)である場合にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。)に従った週休日(勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。)(以外の日)において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第三条第二項の規定により一日につき八時間の勤務時間(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。</p> <p>3 5 (略)</p>

大阪府職員定数条例等の改正の概要

総務部人事室人事課、住宅まちづくり部タウン推進室管理課、水道部経営企画課

改 正 の 理 由	条 例 措 置 を 要 す る 理 由
<p>平成21年度における定数管理の取組み成果等を踏まえ、一般行政部門の職員定数の改正を行うものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第172条第3項の規定により、普通地方公共団体の職員の定数は、条例で定めることとされているため。 ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条及び第31条第3項の規定により、教育委員会事務局及び教育機関の職員の定数は条例で定めることとされているため。
改 正 の 要 点	政 策 ア セ ス メ ン ト
<p>下記条例に定める職員定数を、それぞれ次のように改正する。</p> <p>(1) 大阪府職員定数条例（第2条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">知事部局一般会計 8, 528人→8, 328人</p> <p style="padding-left: 20px;">教育委員会事務局 690人→ 670人</p> <p>(2) 大阪府地域整備事業及びまちづくり促進事業条例（第7条関係）</p> <p style="padding-left: 40px;">80人→ 70人</p> <p>(3) 大阪府水道企業条例（第5条関係）</p> <p style="padding-left: 40px;">504人→ 484人</p>	<p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">制 度 間 調 整 の 内 容</p> <p style="text-align: center;">_____</p>
施 行 予 定 期 日	そ の 他 審 査 の 参 考 と な る 事 項
<p>平成22年4月1日</p>	<p style="text-align: center;">_____</p>
適 用 区 分	<p style="text-align: center;">_____</p>
<p style="text-align: center;">_____</p>	

一般行政部門における職員定数条例の改正について（案）

平成22年度当初において、知事部局等の職員定数条例を改正する。

条例区分	現行定数	改正後定数	増減数
知事部局一般会計	8, 528	8, 328	△200
その他条例	1, 993	1, 943	△50
一般行政部門 計	10, 521	10, 271	△250

【削減の考え方】

一般行政部門については、定数管理の取組み成果等に基づき、平成10年度から平成21年度の各年度当初において、定数条例の改正を行ったところであるが、平成22年度当初においても、平成21年度の定数削減の取組成果等を踏まえ、条例定数の削減を行う。

【今後の取組み】

財政再建プログラム（案）に基づき、施策の見直しやアウトソーシングの一層の推進等により、平成14～23年度の10年間で6,200人規模の職員数削減に取り組んできたところ。

さらに、平成21年8月に策定した「中期計画」に基づき平成22～24年度の3年間で700人の職員数削減に取り組んでいるところであり、条例定数についても、同期間で700人の削減に向け、毎年度削減を行っていくこととしている。

条例定数区分毎の改正案

		条例定数	増減予定数	改正後 条例定数	
知 事 部 局	一般会計	8,528	△200	8,328	
	特別会計 (府営印刷・港湾・水緑・下水)	480	0	480	
	企業会計	タウン推進室	80	△10	70
		市場	35	0	35
			115	△10	105
小計		9,123	△210	8,913	
他 任 命	水道部	504	△20	484	
	選管委	13	0	13	
	監査委	48	0	48	
	人事委	27	0	27	
	労働委	38	0	38	
	海区委	3	0	3	
	議会	75	0	75	
	教委事務局	690	△20	670	
小計		1,398	△40	1,358	
合計		10,521	△250	10,271	

大阪府職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十五号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（職員の数）</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員</p> <p>イ 一般会計で給与を支弁する職員 八、三二八人</p> <p>ロ 特別会計で給与を支弁する職員 四八〇人</p> <p>二 教育委員会の事務部局の職員 六七〇人</p> <p>三 選挙管理委員会の事務部局の職員 一三人</p> <p>四 監査委員の事務部局の職員 四八人</p> <p>五 人事委員会の事務部局の職員 二七人</p> <p>六 労働委員会の事務部局の職員 三八人</p> <p>七 海区漁業調整委員会の事務部局の職員 三人</p>	<p>（職員の数）</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員</p> <p>イ 一般会計で給与を支弁する職員 八、五二八人</p> <p>ロ 特別会計で給与を支弁する職員 四八〇人</p> <p>二 教育委員会の事務部局の職員 六九〇人</p> <p>三 選挙管理委員会の事務部局の職員 一三人</p> <p>四 監査委員の事務部局の職員 四八人</p> <p>五 人事委員会の事務部局の職員 二七人</p> <p>六 労働委員会の事務部局の職員 三八人</p> <p>七 海区漁業調整委員会の事務部局の職員 三人</p>

大阪府地域整備事業及びまちづくり促進事業条例（昭和四十一年大阪府条例第四十一号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（職員の数）</p> <p>第七条 整備事業等に従事する常勤の職員（休職者、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十一号）第三条第一号に規定する派遣職員及びこれらに準ずる者並びに臨時に雇用される者を除く。）の定数は、七十人とする。</p>	<p>（職員の数）</p> <p>第七条 整備事業等に従事する常勤の職員（休職者、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十一号）第三条第一号に規定する派遣職員及びこれらに準ずる者並びに臨時に雇用される者を除く。）の定数は、八十人とする。</p>

大阪府水道企業条例（昭和四十一年大阪府条例第四十二号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（職員の数）</p> <p>第五条 水道部に常時勤務する職員で、一般職に属するもの（休職者、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十一号）第三条第一号に規定する派遣職員及びこれらに準ずる者並びに臨時に雇用される者を除く。）の定数は、四百八十四人とする。</p>	<p>（職員の数）</p> <p>第五条 水道部に常時勤務する職員で、一般職に属するもの（休職者、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十一号）第三条第一号に規定する派遣職員及びこれらに準ずる者並びに臨時に雇用される者を除く。）の定数は、五百四人とする。</p>